

# 公益財団法人Uビジョン研究所

## 賛助会員に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人Uビジョン研究所（以下「当財団」という。）の定款第44条（賛助会員）の規定に基づき、当財団の賛助会員に関し必要な事項を定めるものとする。

(賛助会員)

第2条 当財団の目的、事業に賛同する個人、法人及び団体は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

2 賛助会員として、次の各会員を置く。

(1) 個人賛助会員 個人で賛助会員となる者

(2) U会員 当財団の認証施設であり、かつ賛助会員となる法人又は団体

(3) C会員 社会福祉法人、株式会社等で賛助会員となる法人又は団体

3 賛助会員の会費、特典等は下記のとおりとする。

	年会費	セミナー	トップマネジメント セミナー	書籍	講師派遣
個人賛助会員	10,000円	500円		20%割引	
	・当財団が発行する情報誌の送付（年4回発行） ・介護・後見人・弁護士に関することについての助言及び情報提供				
U会員	一口 100,000円	500円	15%割引	20%割引	20%割引
	・認証等施設審査料・抜き打ち調査料 5%割引 ・当財団が発行する情報誌の送付（年4回発行） ・メールマガジン（年3回以上）で介護関係の法改正等の情報提供 ・施設におけるコンプライアンス等に対するFAX/メールによる助言は無料 ・法人が複数の施設を保有している場合、割引等の特典を受けるためには3施設毎に一口加入する必要がある。				
C会員	一口 100,000円	500円	10%割引	20%割引	20%割引
	・当財団が発行する情報誌の送付（年4回発行）				

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールマガジン（年3回以上）で介護関係の法改正等の情報提供</li> <li>・施設におけるコンプライアンス等に対する FAX/メールによる助言は無料</li> <li>・法人が複数の施設を保有している場合、割引等の特典を受けるためには3施設毎に一口加入する必要がある。</li> </ul>
--	--

\*セミナーは、一般市民を対象とする。参加費は、1,000円

\*トップマネジメントセミナーは、介護施設等の経営者及び施設長等を対象とする。

（入会手続き）

第3条 賛助会員になろうとするものは、所定の入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、新たに賛助会員となったものについて、理事会において報告する。

（年会費の使途）

第4条 第2条に定める年会費の使途は、その全額を法人会計（管理費）とする。

（除名）

第5条 賛助会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 当財団の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (2) 当財団の定款その他の諸規程に違反する等の事由があるとき
- (3) 年会費を滞納したとき

（退会）

第6条 賛助会員は、いつでも退会通知を理事長に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の年会費その他の費用はこれを返還しない。

（改正等）

第7条 この規程の改正は、理事会の決議を経て行う。

2 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として施行する。
- 2 この規程は、平成30年8月21日に改正し、平成30年8月21日より施行する。